

ふるさと南丹応援告附行

森・里・街がきらめく ふるさと南丹市



E-mail chiiki@city. nantan. kyoto. jp ホームページアドレス http://www. city. nantan. kyoto. jp

ふるさと南丹応援寄附金に関するお問合せ南丹市地域振興課 0771-68-0019

税金に関するお問合せ 南 丹 市 税 務 課 0771-68-0004



南丹市のまちづくり

園部町・八木町・日吉町・美山町が合併し、平成18年1月1日南丹市が誕生しました。南丹市は四季の彩りに満ちた美しい清流とその水源をかん養する森、自然がその恵みをもたらす里のきらめき、人情味にあふれ来訪者の心を癒すふるさとの原風景、都市圏近郊の好条件を活かし利便性を一層高めている中心市街地、高い理想と個性あふれる多くの大学等の立地など、様々な表情を見せてくれます。そして、この町に育まれた人々はいきいきとした笑顔があふれ、来訪者を心から温かく迎え入れます。

これらの市の特長を活かし、大変厳しい財政状況の中ではありますが、市民の皆さんとアイディアを出し合い、パートナーシップを図りながら、子育てのしやすい環境づくりと、人材育成、また次代へ引き継ぐ恵まれた環境保護などに全力を尽くしております。

ぜひこの美しいふるさと南丹市を心に思い描いていただき、エールを送っていただきま すよう心からお願い申し上げます。

みなさまの温かい気持ちを受け止め、この美しい南丹市をいつの時代も誇ることのできる「ふるさと」として必ず引き継いでまいります。

南丹市長 佐々木 稔納

寄附金を活用させていただく事業

南丹市の次世代を担う子どもたちが、笑顔に囲まれながら、たくましく、すこやかに成長するための様々な事業に活用させていただきます。

南丹市のお年寄りのみなさんが笑顔に囲まれながら、元気に安心して暮らせるための事業に活用させていただきます。

るための事業に活用させていただきます。 南丹市の自然はいつまでもあのままがええなぁ

南丹市の恵まれた自然を後世に引き継ぐため、環境保護に関わる事業に活用

- させていただきます。

環境保護・景観保護に関する事業・・・・・・

南丹市内で綿々と引き継がれてきた地域文化の継承などに関する事業や、教育充実のための事業に活用させていただきます。

その他事業で、市長が特に重点を置く施策に関する事業に活用させていただきます。



■寄附のお手続き

1 ふるさと南丹応援寄附申出書のご記入

「ふるさと南丹応援寄附申出書」に必要事項をご記入ください。(「ふるさと南丹応援寄附申出書」は、お電話、FAX、ホームページからでもお取り寄せいただくことができます。)

2 ふるさと南丹応援寄附のお申込み

ご記入の「ふるさと南丹応援寄附申出書」を、郵送、FAXまたはE-mailのいずれかの方法により下記の申込先にお申込みください。

3 ふるさと南丹応援寄附のご入金

後日専用の納付書を郵送させていただきますので、納付書に記載された金融 機関でご入金ください。(手数料はかかりません。)

- ※現金書留によるご入金の場合は、ふるさと南丹応援寄附申出書の受領後、南 丹市から確認の連絡をさせていただきますので、その後にご郵送ください。
- ※寄附金のご入金を確認させていただきました後、寄附金受領証明書を郵送いたします。

なお、申し訳ありませんが、郵送にかかる経費等はご負担ください。

4 確定申告

ふるさと納税寄附金制度では、確定申告により、所得税の寄附金控除及び翌年度の住民税の軽減措置が受けられます。なお、所得税が当初から非課税である場合は、お住まいの市区町村住民税窓口に申告してください。

これらの申告の際には、当方が発行した寄附金受領証明書が必要となりますので無くさないように大切に保管してください。

5 ご注意ください

「ふるさと南丹応援寄附」は決して寄附を強要するものではありませんので、 名を騙った悪質な詐欺行為等には十分ご注意ください。

なお、不審な点があれば下記に必ずお問い合わせください。

■ふるさと南丹応援寄附お申込み・お問い合わせ

南丹市企画政策部 地域振興課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47 番地

TEL 0771-68-0019

FAX 0771-63-0653

E-mail chiiki@city. nantan. kyoto. jp

ホームページアドレス http://www.city.nantan.kyoto.jp

ふるさと納税寄附金制度の概要

制度の概念

ふるさと納税寄附金制度とは、個人住民税や所得税の軽減により、皆様からの地方公共団体に対する寄附をサポートする制度です。

生まれ育ったふるさと、学生時代や勤務で過ごした思い出の場所、観光で訪れた思い出に残る場所などに寄附いただくことにより、想いを寄せていただく地域にご貢献いただくこととなります。

税制上の優遇措置

個人の方が、地方公共団体(市区町村及び都道府県)に対して寄付をされた場合、個人住民税及び所得税の優遇措置を受けることが出来ます。

地方公共団体に対し、年間で2,000円を超える寄附をされた場合、寄附金総額から2,000円を差し引いた額が個人住民税や所得税から一定の限度額までの全額が控除されることになります。

この優遇措置を受けるには、所得税の確定申告(確定申告を行わない場合は、個人住民税の申告)が必要になりますので、地方公共団体が発行する領収書については、必ず大切に保管しておいてください。

(税金の軽減例)

夫婦・子供2人、年収700万円(個人住民税の所得割総額293,500円、所得税限界税率10% 寄 附金総額35,000円の場合

ア 個人住民税基本控除分 3,300円 [寄附金額-2,000円]×10% イ 個人住民税特例控除分 26,400円 寄附金控除 地方公共団体 [寄附金額-2,000円]×『90%-10%(所得税の 対象額 への寄附金 限界税率0~40%の範囲で決定されます)』 35,000円 33,000円 イの額は個人住民税所得割の額の1割が限度 ウ 所得税軽減分 3.300円 課税所得から控除される額=寄附金額-2,000円 ※税率10%としてウの額を算出 適用下限額(寄附金控除の対象外)2.000円

ら控除 額から軽減翌年の個人住民税額か 寄附をした年の所得